平成22年度筑波大学の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表について(概要)

1 公表の趣旨

国立大学法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成17年9月28日閣議決定)に基づき、国民及び関係者に情報を分かりやすく提供することを目的として行うものである。

2 公表対象者及び事項

- (1) 公表対象者
 - ・役員、教職員(常勤及び非常勤)
- (2) 公表事項
 - I役員報酬等について

Ⅱ職員給与について(注:平成22年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給 された常勤の職員及び非常勤の職員が対象となる。)

Ⅲ総人件費について

IV法人が必要と認める事項

- (注) 毎年事業年度終了後、国立大学法人等の役職員の給与等実態調査を実施し、それに基づき人事院が比較指標(法人基準年齢階層ラスパイレス指数) その他の発表に必要な指標等を作成することとなっている。
- 3 公表時期

平成23年6月30日

4 公表方法

文部科学省及び筑波大学のホームページ等

筑波大学URL (http://www.tsukuba.ac.jp/public/pdf/110630kyuyosuijun.pdf)

5 参 考

(1)公表資料中Ⅱの2の②「年間給与の分布状況」の「四分位」「第1分位」「第3分位」に ついて

「四分位」とは、ばらつきの度合いを示す指標のひとつで、「第1分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額であり、「第3分位」とは、75%目の額である。

- (2)公表資料中Ⅱの2の③「職級別在職状況等」の標準的な職位について あくまでも標準的な職位を示しているため、表示以外の職名については級に対応し含まれ ている。
- (3)公表資料中Ⅱの2の⑤「職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標」の指数について

この項の指数は、ラスパイレス指数といい、同指数は、法人の年齢別人員構成をウエイトに用いて算出する指数である。具体的には、国家公務員との比較の場合は、本学職員の給与を国の同一年齢階層の給与に置き換えた場合の仮定の給与費を100としてこれに対して本学が現に支給している給与費から算出される指数をいう。

なお、ラスパイレス指数の算出にあたっては、20歳以上60歳未満の者が対象となる。

国立大学法人筑波大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方 役員報酬のうち、期末特別手当については、当該額の100分の10の範囲内で増額することが できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・本学では、人事院勧告を踏まえて給与の改定等の措置を講ずることとしているが、中期 計画期間における総人件費削減を確実に実施するため、地域手当の上昇抑制を図り、 平成22年4月から国は支給割合を12%に増額したところを本学は8%に抑制し、平成23年1月 からは9%に抑制した。

また、人事院勧告を踏まえて指定職俸給表に準じ、俸給を3,000円減額とし、期末特別手当を0.15月分引き下げた。

理事

・本学では、人事院勧告を踏まえて給与の改定等の措置を講ずることとしているが、中期 計画期間における総人件費削減を確実に実施するため、地域手当の上昇抑制を図り、 平成22年4月から国は支給割合を12%(つくば市)又は18%(特別区)に増額したところを 本学は8%又は15%に抑制し、平成23年1月からは9%又は16%に抑制した。 また、人事院勧告を踏まえて指定職俸給表に準じ、俸給を2,000~3,000円減額とし、 期末特別手当を0.15月分引き下げた。

理事(非常勤)

特になし

監事

・本学では、人事院勧告を踏まえて給与の改定等の措置を講ずることとしているが、中期 計画期間における総人件費削減を確実に実施するため、地域手当の上昇抑制を図り、 平成22年4月から国は支給割合を12%に増額したところを本学は8%に抑制し、平成23年1月 からは9%に抑制した。また、人事院勧告を踏まえて指定職俸給表に準じ、俸給を2,000円 減額とし、期末特別手当を0.15月分引き下げた。

監事(非常勤)

特になし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間	報酬等の総		就任・退任の状況		前職	
仅石		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日山州政
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	21,788	14,475	5,504	1,194(地域手当) 614(通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
A理事	16,195	11,022	4,191	909 _(地域手当) 73(通勤手当)			

	千円	千円	千円	千円				
B理事	16,398	11,022	4,191	909 276	(地域手当) (単身赴任手当)			
	千円	千円	千円	千円				
C理事	15,216	10,074	3,830	831 480	(地域手当) (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円				
D理事	5,582	3,168	1,825	348 240	(地域手当) (通勤手当)		7月29日	\Diamond
	千円	千円	千円	千円				
E理事	10,336	6,714	2,084	1,141 397	(地域手当) (通勤手当)	8月1日		\Diamond
	千円	千円	千円	千円				
F理事	17,050	11,022	4,295	1,234 150 348	(地域手当) (通勤手当) (^{単身赴任手当)}			
	千円	千円	千円	千円				
G理事	14,736	10,074	3,830	831	(地域手当)			
	千円	千円	千円	千円				
H理事	16,195	10,074	4,039	1,536 545	(地域手当) (通勤手当)			
m-	千円	千円	千円	千円				
理事 (非常勤)	960	960	0	_				*
	千円	千円	千円	千円				
A監事	12,096	7,818	2,973	644 660	(地域手当) (通勤手当)			*
5 E/	千円	千円	千円	千円				
B監事 (非常勤)	1,920	1,920	0	_				

注1:「地域手当」とは、主に民間賃金が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の◇印は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となる めに本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職する者)である ことを示す。

注3:「前職」欄の※印は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)であることを示す。

注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月 月			該当なし	

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費の見積りの範囲内で、人件費を総額で管理することとし、業務の見直し・ICTの活用・アウトソーシングによる効率化を推進することにより、人件費の抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条で準用される独立行政法人通則法第63条第3項により、職員の給与の支給基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとしている。また、職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮した適正な給与水準としている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を実施している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容]

C110 1 1 25/11/17/1/2/17	
給与種目	制度の内容
俸給月額	総合的な能力の評価により、上位の級に決定できる者については、
(昇格)	昇格させることができる。
俸給月額	毎年1月1日に勤務成績の判定を行い、5段階の昇給区分(A「極めて良好」、B「特に良好」、C「良好」、D「やや良好でない」、
(41-30)	E「良好でない」)に応じて昇給号俸を決定する。
	基準日6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支
(査定分)	給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ①地域手当の支給割合の改定(平成22年度改定地域:つくば市8% (ただし、23年1月から9%)、東京特別区は23年1月から16%)
- ②人事院勧告を踏まえた月例給、期末・勤勉手当の引下げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

			平成	22年度の年	間給与額(
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	_	うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
市刬椒貝	3,369	45.4	7,351	5,494	102	1,857
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
争伤·1X州	897	46.5	5,990	4,493	101	1,497
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	1,445	48.5	9,086	6,731	109	2,355
医療職種	人	歳	千円	手円	千円	千円
(病院医師)	該当者なし	-	-	-	_	_
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	410	34.3	4,712	3,575	43	1,137
++	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能•労務職種	33	53.9	5,568	4,180	66	1,388
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属高校教員等)	416	44.6	7,633	5,795	135	1,838

教育職種	1	歳	千円	千円	千円	千円
	入	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	十円	十円	丁円	十円
(附属義務教育学校教 員)	36	49.2	8,271	6,279	171	1,992
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	121	36.8	4,865	3,685	86	1,180
その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(医療技術職員)	5	48.9	6,213	4,679	119	1,534
その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(看護師)	4	54.5	6,583	4,945	84	1,638
指定職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
1日八二月11八里	2	-	_	-	_	_

注1:常勤職員については、任期付職員及び再任用職員を除く。また、在外職員については、該当者がいないため省 略した。

注2:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

なお、指定職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び看護助手等である。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
作币	72	34.6	3,129	3,022	50	107
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
争伤·1X州	該当者なし	_	_	_	_	_
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	該当者なし	_	_	_	_	_
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	63	30.9	2,932	2,932	32	0
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当者なし	_	_	_	_	_
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属高校教員等)	4	63.3	5,354	4,542	198	812
技能•労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
1又此*力份碱性	5	58.5	3,833	2,938	157	895

注1:非常勤職員については、在外職員及び任期付職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、臨時用務員、技能補佐員である。

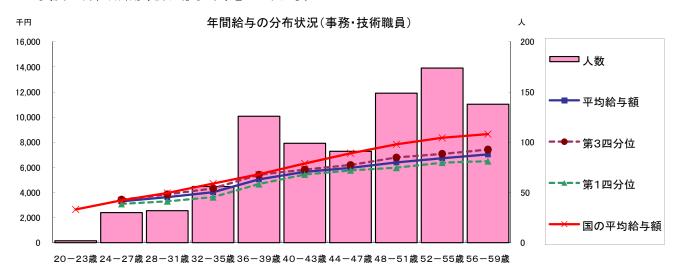
に 生 土 陸 日		人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	e e	3	44.8	7,072	7,072	16	0
事務•技術		人	歳	千円	千円	千円	千円
争伤·1X州	該当者なし		-	-	_	_	_
教育職種		人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	該当者なし		_	_		_	_
医療職種		人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	該当者なし		=	_		_	_
医療職種		人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	該当者なし		_	_		_	_
教育職種		人	歳	千円	千円	千円	千円
(外国人教師等)		3	44.8	7,072	7,072	16	0

[年俸制適用者]

	任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
_	任 州 刊	119	41.9	6,577	6,577	122	0
	事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事伤"权刑	22	50.7	6,756	6,756	224	0
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(大学教員)	97	40.0	6,537	6,537	99	0
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医師)	該当者なし		=	_	=	_
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	該当者なし	_	_	_	-	_

注:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

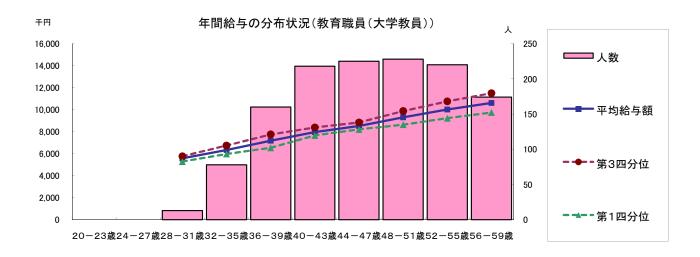


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20~23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

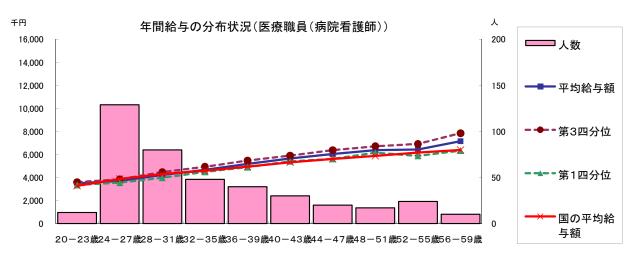
分布状況を示すグル	ープ 人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部 長	8	54.5	9,690	10,055	10,378
課長	35	54.8	7,791	8,109	8,533
課 長 補 佐	116	54.9	6,802	7,052	7,291
係長	385	48.8	5,847	6,208	6,592
主任	214	44.7	5,197	5,519	5,884
係員	139	33.0	3,371	3,803	4,197



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教 授	544	55.5	9,942	10,677	11,434
准 教 授	482	46.6	8,216	8,536	8,966
講師	304	43.0	7,207	7,683	8,194
助教	114	37.2	5,814	6,194	6,433
助手	1	_	_	_	_

注:助手については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看 護 部 長	1	_	_	_	_
副 看 護 部 長	4	55.8	_	7,820	_
看 護 師 長	20	48.8	5,950	6,531	6,895
副 看 護 師 長	70	43.9	5,414	5,877	6,184
看 護 師	315	30.9	3,627	4,229	4,608

注1:看護部長については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員数のみ記載している。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1·第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

(Ŧ/J) IX	(門帳兵)						
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的 な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長
人員	人 897_	人 73	88	人 460	人 195	60	人 13
(割合)		(8.1%)	(9.8%)	(51.3%)	(21.7%)	(6.7%)	(1.4%)
年齢(最高 ~最低)		歳 54~22	歳 58~29	歳 59~35	歳 59~45	歳 59~39	歳 59~48
所定内給 与年額(最 高~最低)		^{千円} 3,046~ 2,177	^{千円} 4,096~ 2,587	_{手用} 5,467~3,047	^{千円} 5,857~ 4,646	_{千円} 6,574~ 4,883	^{千円} 6,981~ 6,008
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 3,971~ 2,884	_{千円} 5,421~ 3,422	^{千円} 7,286~4,051	千円 7,768~ 6,264	_{千円} 8,726~ 6,617	千円 9,216~ 8,058

区分	7級	8級	9級
標準的 な職位	部長	部長又は調整官	調整官
人員	人 5	人 3	\(
(割合)	(0.6%)	(0.3%)	(%)
年齢(最高 ~最低)	歳 59~50	歳 56~53	歳 ~
所定内給 与年額(最 高~最低)	^{千円} 7,612~6,949	_{千円} 7,682~ 7,676	千円
年間給与 額(最高~ 最低)	千円 10,378~9,439	^{千円} 10,521~ 10,371	千円 ~

(教育職員(大学教員))

(教月10)	<u>貝(八子羽貝//</u>					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員	人 1,445	人	人 147	人 285	人 482	人 531
(割合)		(%)	(10.2%)	(19.7%)	(33.4%)	(36.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	57~29	62~32	62~32	64~38
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	5,955∼ 3,724	6,898~4,242	7,718~ 4,210	10,369~ 5,893
年間給与 額(最高~ 最低)		千円	7,751~ 4,919	9,254~5,741	10,531~ 5,623	13,781~ 8,045

(医療職員(病院看護師))

【	貝(炳)元有護師//							
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的 な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員	人 410	人	人 315	人 74	人 17	人 3	人 1	\(\)
(割合)		(%)	(76.8%)	(18%)	(4.1%)	(0.7%)	(0.2%)	(%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 59~22	歳 59~30	歳 58~40	歳 58~53	歳	歳 ~
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 ~	千円 4,835~ 2,428	^{千円} 5,269~3,597	千円 5,590~ 4,366	千円 6,184~ 5,818	千円 一	千円 ~
年間給与 額(最高~ 最低)		千円	_{千円} 6,461~ 3,204	^{千円} 7,063~4,640	千円 7,416~ 5,754	^{千円} 8,261~ 7,759	千円 一	^{千円} ~

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務,技術職員)

(事務・技術職員)								
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計				
	一律支給分(期末相当)	%	·	%				
		62.2	65.2	63.7				
管理		%	%	%				
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.8	34.8	36.3				
		%	%	%				
	最高~最低	48.3~30.8	45.1~29.8	46.4~30.8				
	(4. + (A. A. (110 + 10)/)	%	%	%				
	一律支給分(期末相当)	64.5	67.9	66.2				
一般職員		%	%	%				
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5	32.1	33.8				
		%	%	%				
	最高~最低	38.1~30.3	36.2~28.4	36.5~30.3				

(松本聯旦(上兴松旦))

(教育職員(大学教員))									
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計					
	一律支給分(期末相当)	%	%	%					
	一年又和刀(朔木相当)	61.2	65.0	63.1					
管理		%	%	%					
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.8	35.0	36.9					
		%	%	%					
	最高~最低	51.4~33.7	45.1~30.4	48.1~32.1					
	一律支給分(期末相当)	%	%	%					
	一年又和万(州不相当)	64.5	68.0	66.3					
一般職員		%	%	%					
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5	32.0	33.7					
		%	%	%					
	最高~最低	41.0~32.8	$37.5 \sim 26.2$	39.3~31.1					

(医療職員(病院看護師))

	貝(州)死有 喪叫//			
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	% FO F	·	% C1 0
		59.5 %	64.0	61.8
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.5	36.0	38.2
		%	%	%
	最高~最低	48.8~37.4	41.6~33.9	$45.3 \sim 35.6$
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	年文和力(朔木作当)	63.9	67.3	65.6
一般職員		%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	32.7	34.4
		%	%	%
	最高~最低	38.1~32.5	34.6~28.8	36.4~30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員 (大学教員)/医療職員(病院看護師)) (事務·技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等

84.2 98.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

103.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 対他の国立大学法人等

101.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、 すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、 法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務·技術職員

項目	内容						
	対国家公務員	84. 2					
指数の状況		参考	地域勘案 学歴勘案	83. 5 84. 4			
			地域·学歴勘案	83. 6			
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考える。						
給与水準の適切性の 検証	支出予算の総 (国からの財政 算) 【検証結果】 本学の対国家 今後も法人の すべく努力して 【累積欠損額/	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60% (国からの財政支出額 53,301百万円、支出予算の総額 89,094百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 本学の対国家公務員指数は100を超えておらず、累積欠損額もない。 今後も法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した給与水準を維持すべく努力していきたい。 【累積欠損額について】 累積欠損額について】					
講ずる措置							

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
	対国家公務員 101.5
指数の状況	地域勘案 96.6 参考 学歴勘案 100.4
	地域・学歴勘案 97.1
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	を行うのは困難である。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考える。
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60% (国からの財政支出額 53,301百万円、支出予算の総額 89,094百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 給与水準が高くなっている要因は上記のとおりであるが、看護業務に従事する職員への社会一般情勢を踏まえた給与制度であることから、給与水準は適正なものであると考えている。 【累積欠損額について】 累積欠損額の円(平成21年度決算) 【検証結果】
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適切な水準の維持に努める。

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.2

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水 準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)			中期目標期間開始時(平成22 年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円 28,329,084	千円 28,953,669	千円 △ 624,585	$(\triangle 2.2)$	千円 一	- ^(%)
(A)						
退職手当支給額	千円 1,986,509	千円 2,866,349	千円 △ 879,840	(%) (△ 30.7)	千円 一	_ (%)
(B)						
非常勤役職員等給与	千円 7,337,854	千円 6,269,111	千円 1,068,743	(17.0)	千円 一	
(C)						
福利厚生費	千円 4,134,495	千円 3,922,768	千円 211,727	(%) (5.4)	千円 一	_ (%)
(D)						
最広義人件費	千円 41,787,942	千円 42,011,897	千円 △ 223,955	(%) (△ 0.5)	千円 一	_ (%)
(A+B+C+D)						

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①・給与、報酬等支給総額の対前年比2.2%減の要因
 - 人事院勧告の影響及び定年退職者等の後任補充を抑制し、教職員数を削減したことに伴う減等である。
 - ・最広義人件費の対前年比0.5%減の要因

外部資金・附属病院収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加により「非常勤役職員等給与」は増えているものの、最終的に、職員数の削減により「給与、報酬等支給総額」が減少したことに伴う減等である。

- ② i)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
 - ii)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

iii)上記 i)及び ii)の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

			+ · / 4\\ /_\/\ /\			
年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	31,919,819	31,045,577	30,432,233	29,867,827	28,953,669	28,329,084
人件費削減率 (%)		▲ 2.7%	▲ 4.7%	▲ 6.4%	▲9.3%	▲ 11.2%
人件費削減率(補正値) (%)		▲ 2.7%	▲5.4%	▲ 7.1%	▲ 7.6%	▲8.0%

注1:「人件費削減率(補正値)」は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし